

4 戦略研究リーダーは、研究報告書の作成、研究発表会(研究班会議、ワークショップ、シンポジウム等をいう。)の開催、インターネットへの掲載、パンフレットの作成及び配布等の方法により、研究成果を他の研究者、医療関係者、患者及び家族、報道機関、行政機関等に対し広く公開又は広報するように努めなければならない。

(補助)

第19条 財団は、採用を決定した研究班及び参加研究者に対し、企画課と協議の上、国庫の補助を基に、人件費、諸謝金、旅費(国内旅費及び外国旅費。ただし、外国旅費の取扱いについては、別に定める厚生労働科学研究費取扱細則によるものとする。)、調査研究費(備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、会議費、賃金及び雑役務費をいう。)及び委託費を支給する。

(経理)

第20条 事業の予算・決算は厚生労働科学研究費補助金取扱規程及び厚生労働科学研究費補助金取扱細則で定めた手続きを経なければならない。

(雑則)

第21条 本規程に定めのない事項については、厚生労働科学研究費補助金取扱規程、取扱細則及び事務処理要領等によるものとし、必要に応じ、企画課と財団が協議の上決定し、その定めるところによるものとする。

附則

この規程は、平成17年10月27日から施行する。

規程改正等

平成17年12月15日改正

付表：公表し公募する戦略研究課題

## 1 地域特性に応じた自殺予防地域介入研究

### (1) 目的

地域における総合的な自殺予防対策を開発するため、調査地域において総合的かつ集中的な自殺予防対策を実施し、自殺企図（自殺死亡及び自殺未遂）の減少を指標として、自殺予防対策の効果を明らかにする。

### (2) 研究デザイン

地域を対象とした非無作為化比較介入試験

### (3) 対象

自殺企図（自殺死亡と自殺未遂）の発生を把握することが可能であり、総合的な自殺予防対策を実施する介入地区と通常の自殺予防対策を継続する対照地区を設定することが可能である地域。

### (4) 方法

自殺の実態把握に基づき、うつ対策の他、総合的な自殺予防プログラムを行うものとする。

### (5) アウトカム

介入地区と対照地区の地域住民における自殺企図（自殺死亡及び自殺未遂）の発生頻度をアウトカムする。

### (6) 目標対象者数

介入地区と対照地区の人口はそれぞれ約75,000人以上とする。

### (7) 成果

自殺率を20%減少する自殺予防方法

## 2 うつによる自殺未遂者の再発防止研究

### (1) 目的

うつによる自殺未遂者に対する複数の介入による再発率を比較して、効果的な再発防止方法を明らかにする。

### (2) 研究デザイン

救命救急センターに搬送されたうつによる自殺未遂者を対象とした無作為化比較介入試験とする。

### (3) 対象

救急部門と精神科との連携基盤のある病院の救急部門に搬送されたうつによる自殺未遂者のうち、研究参加に同意した者を対象とする。

### (4) 方法

研究の参加病院においては、うつ病に対する通常治療に加えてIT (Information Technology) を用いた共通の精神科支援プログラムを提供する。さらに、複数の方法の介入（例：ケースマネジメント、社会心理的アプローチ）を無作為に割り付けて提供する。

### (5) 主要アウトカム

主要アウトカムは、うつの再発率とする。副次的アウトカムは、自殺念慮の程度や自殺未遂率及び既遂率とする。

### (6) 目標対象者数

介入群と対照群の計をそれぞれ約500人、総計約1,000人とする。

### (7) 成果

自殺関連うつの再発率を30%減少する再発防止法。

財団法人 精神・神経科学振興財団  
戦略研究課題 運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業戦略研究課題実施要綱(平成17年8月23日障発第0823001号通知)に基づき財団法人精神・神経科学振興財団(以下「財団」という。)に設置する戦略研究課題運営委員会(以下「運営委員会」という。)の組織及び運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営委員会の組織)

第2条 運営委員会は、財団理事長が委嘱する次の各号に掲げる者を委員(以下「委員」という。)とし、委員15名以内をもって構成する。

(1) 学術委員

(2) 行政委員(官職指定)

(3) その他財団理事長が必要と認めた者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、特段の事情のない限り、戦略研究の研究事業予定期間中、毎年再任されるものとする。

3 委員に欠員が生じ、補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営委員会には、委員長を置く。委員長は、財団理事長が指名する。

5 財団理事長は、必要に応じて運営委員会に出席できるものとする。

(議事)

第3条 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長がやむを得ず欠席する場合は、財団理事長が指名した者がその職務を代行する。

3 運営委員会は、財団理事長の求めに応じて、次の各号に掲げる戦略研究の業務運営に関わる事項を審議する。

(1) 戦略研究の予算及び決算に関すること

(2) 研究実施体制の整備に関すること

(3) 戦略研究計画に関すること

(4) 戦略研究課題の評価に関すること

(5) 財団に設置された各委員会(運営委員会を除く)における審議結果、及び各委員会からの報告事項に関すること

(6) その他

(開会及び議決)

第4条 運営委員会は、必要の都度開催するが、その開催に際し、郵送文書・電子メール等の適正な媒体による合議に基づき運営することができる。

2 運営委員会は、委員現在数の過半数の出席をもって成立する。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 戦略研究及び戦略研究リーダーと利害関係のある委員は、その関与する戦略研究に関わる事項についての審議及び議決に参加できないものとする。

5 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を運営委員会に出席させて、意見を聞くことができる。

6 委員長は、運営委員会の審議結果について、速やかに文書で財団理事長に報告する。

(委員の留意事項)

第5条 委員は、原則として当該研究に応募することができない。

2 委員は、業務遂行上知りえた個人情報・企業秘密並びに未発表の研究成果・未取得の知的財

産権の状況について、他にもらしてはならない。

(事務)

第6条 運営委員会に関する事務は、財団戦略研究担当部が行う。

2 戦略研究担当部は、運営委員会の議事要旨を作成し、保管する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関して必要な事項は、財団が厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課と協議し、その定めるところによるものとする。

附則

1 この規程は、平成17年10月27日から施行する。

2 本委員会規程施行時の委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

規程改正等

平成17年12月15日一部修正

財団法人 精神・神経科学振興財団  
戦略研究課題 研究評価委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業戦略研究課題実施要綱(平成17年8月23日障発第0823001号通知)に基づき財団法人精神・神経科学振興財団(以下「財団」という。)に設置する研究評価委員会(以下「評価委員会」という。)の組織及び運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の組織)

第2条 評価委員会は、財団理事長が委嘱する次の各号に掲げる者を委員(以下「委員」という。)とし、委員15名以内をもって構成する。

(1) 学術委員

(2) 行政委員(官職指定)

(3) その他財団理事長が必要と認めた者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、特段の事情のない限り、戦略研究の研究事業予定期間中、毎年再任されるものとする。

3 委員に欠員が生じ、補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 評価委員会には、委員長を置く。委員長は、財団理事長が指名する。

5 財団理事長は、必要に応じて評価委員会に出席できるものとする。

(議事)

第3条 委員長は、評価委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長がやむを得ず欠席する場合は、財団理事長が指名した者がその職務を代行する。

3 評価委員会は、提出された研究申請書を事前評価して採択するとともに、財団理事長の求めに応じて、戦略研究課題並びに追加複合研究について、毎年提出された研究報告等に基づき第三者の立場から専門的、学術的及び行政的観点において総合的に評価し、財団理事長に報告する。

(開会及び議決)

第4条 評価委員会は、必要の都度開催するが、その開催に際し、郵送文書・電子メール等の適正な媒体による合議に基づき運営することができる。

2 評価委員会は、委員現在数の過半数の出席をもって成立する。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 戦略研究及び戦略研究リーダーと利害関係のある委員は、その関与する戦略研究に関わる事項についての審議及び議決に参加できないものとする。

5 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を評価委員会に出席させて意見を聞くことができる。

6 委員長は、評価委員会の審議結果について、速やかに文書で財団理事長に報告する。

(委員の留意事項)

第5条 委員は、原則として当該研究に応募することができない。

2 委員は、原則として利害関係にある者の研究の評価を行うことはできない。

3 委員は、業務遂行上知りえた個人情報・企業秘密並びに未発表の研究成果・未取得の知的財産権の状況について、他にもらしてはならない。

(事務)

- 第6条 評価委員会に関する事務は、財団戦略研究担当部が行う。  
2 戦略研究担当部は、評価委員会の議事要旨を作成し、保管する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、評価委員会の運営に関して必要な事項は、財団が厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課と協議し、その定めるところによるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成17年10月27日から施行する。
- 2 本委員会規程施行時の委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

規程改正等

平成17年12月15日一部修正

財団法人 精神・神経科学振興財団  
戦略研究課題 研究倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業戦略研究課題実施要綱（平成17年8月23日障発第0823001号通知）に基づき、財団法人精神・神経科学振興財団（以下「財団」という。）に設置する研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）の組織及び運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(倫理委員会の組織等)

第2条 倫理委員会は、医学・医療の専門家等自然科学の有識者、法律学の専門家等人文・社会科学の有識者及び一般の立場を代表する者から構成され、かつ外部委員を含まなければならない。また、男女両性で構成されなければならない。

2 前項の委員は、財団理事長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じ、補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 倫理委員会には、委員長を置く。委員長は、財団理事長が指名する。

5 委員には財団理事長を含まないものとする。ただし、財団理事長は、必要に応じて倫理委員会に出席できるものとする。

6 委員長は迅速審査の委員を指名することができる。

(倫理委員会の責務)

第3条 倫理委員会は、本規程の対象となる事項に関し、定められた手続きを経た申請に対し審査する。審査を行うに当たっては、特に次の各号に掲げる観点に留意しなければならない。

(1) 研究又は医療行為の対象となる個人（以下「対象者」という。）の人権の擁護

(2) 前号によって生ずる対象者への不利益と医学上の利益又は貢献度の予測

(3) 対象者の理解と同意

(審査対象)

第4条 倫理委員会において審査対象となる研究は、次の各号に定めることとする。

一 「臨床研究に関する倫理指針」に準拠して行われる研究

二 「疫学研究に関する倫理指針」に準拠して行われる研究

2 倫理委員会は変更された研究計画書の審査を行う。研究計画書の内容変更の審議については、第5条に定めることとする。

3 倫理委員会は研究を通じて集積されたデータの二次利用に関する審査を行う。

4 実施中の研究に関わる軽微な変更、今後の研究実施に影響する可能性のある重篤な事象の発生時及びその他財団理事長が必要と認めた場合、迅速審査を行うことができる。

5 その他財団理事長が必要と認めた場合には、財団理事長は倫理委員会に意見を求めることができる。倫理委員会が意見を述べる場合は、文書によらなければならない。

(研究計画書の内容変更の審議)

第5条 研究計画書の内容変更の際には、戦略研究リーダーは変更内容の実行に先立って研究計画書改訂申請を倫理委員会に提出し承認を得なければならない。

2 倫理委員会受理後の研究計画書内容の変更は改正・改訂の2種類に分けて取り扱うが、戦略研究リーダーの委員会申請は全て「改訂申請」とし、改正・改訂の区別は倫理委員会委員長が行う。また、研究計画書の内容に該当しない修正、補足の追加をメモランダムとして区別する。定義と取扱は下記のとおりとする。

一 改正 (Amendment)

1) 研究に参加する被験者等の危険を増大させる可能性のある、または研究の主要評価項目

に関連する研究計画の部分的変更をいう。

2) 運営委員会の承認、倫理委員会及び各地域あるいは各施設の倫理委員会の審査承認を要する。研究計画書の表紙に倫理委員会の承認日を記載する。

#### 二 改訂 (Revision)

1) 研究に参加する被験者等の危険を増大させる可能性がなく、または研究の主要評価項目に関連しない研究計画の部分的変更をいう。

2) 倫理委員会委員長の承認を要する。

3) 各地域あるいは各施設の倫理委員会の審査承認については各地域あるいは各施設の取り決めに従う。

4) 研究計画書の表紙に倫理委員会の承認日を記載する。

#### 三 修正 (Correction)

1) 研究計画書内容の変更ではなく、明らかな記述の間違い・字句の修正、研究者などの氏名や所属の変更、参加施設の拡大などをいう。

2) 倫理委員会への報告を要する。

3) 研究計画書の表紙に倫理委員会への報告日を記載する。

#### 四 メモランダム／覚書 (Memorandum)

1) 研究計画書内容の変更ではなく、文面の解釈上のばらつきを減らす等、特に注意を喚起するなどの目的で、戦略研究リーダー及び各研究班事務局から、研究の関係者に配布する研究計画書の補足説明をいう。書式は問わない。

2) 倫理委員会への報告を要する。

3) 研究計画書の表紙への記載は不要である。

#### (議事及び審査)

第6条 委員長は、倫理委員会を召集し、その議長となる。

2 委員長がやむを得ず欠席する場合は、財団理事長が指名した者がその職務を代行する。

3 倫理委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を行うことができない。また、倫理委員会は、自然科学分野だけではなく、人文・社会科学分野又は一般の立場を代表する委員が1名以上出席していなければ議事を行うことができない。

4 倫理委員会は、中央倫理委員会及び独立データモニタリング委員会としての機能を有し、ヘルシンキ宣言(2000年エジンバラ改正)の趣旨にそって、財団理事長の求めに応じ、研究計画について、科学的合理性及び倫理的妥当性の確認を行う。また、倫理委員会は、研究実施期間中に、第三者の立場から研究のモニタリング結果及び中間解析結果の評価を行う。安全性・有効性の面から研究の継続が倫理的に問題となった場合、研究計画の変更・中止を財団理事長に勧告する。

5 倫理委員会は、審査に当たって申請者の出席を求め、申請内容等の説明を受け討議に加えることができる。ただし、申請者を判定に加えることができない。

6 審査にあたって委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の特別の分野の専門家等を倫理委員会に出席させて意見を聞くことができる。

7 判定にあたっては、出席者全員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、無記名投票により3分の2以上の同意をもって判定することができる。

8 判定は、次に掲げるいずれかの表示による。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

9 委員長が必要と認めた場合、委員長は迅速審査を開催することができる。

(申請手続及び判定の通知)

第7条 審査を新規に申請しようとする戦略研究リーダーは、様式1による申請書に必要事項を記入し、該当する戦略研究の研究計画書とともに、委員長に提出しなければならない。

2 研究計画書の改訂を申請しようとする戦略研究リーダーは、様式2による申請書に必要事項を記入し、該当する戦略研究の研究計画書改訂案とともに、委員長に提出しなければならない。

3 委員長は、審査終了後、その判定を様式3による結果通知書によって、すみやかに財団へ連絡し、運営委員会へ報告しなければならない。

4 前項の通知をするに当たって、審査の判定が、前条第8項第2号の場合には、その条件を、同第3号又は第4号の場合には、その理由を記載しなければならない。

(委員の留意事項)

第8条 委員は、原則として当該研究に研究者として参加することができない。

2 委員は、業務上知りえた個人情報・企業秘密並びに未発表の研究成果・未取得の知的財産権の状況について、他にもらしてはならない。

(事務)

第9条 倫理委員会の運営に関する事務は、財団戦略研究担当部が行う。

2 倫理委員会の審査経過概要、研究計画、判定結果等は記録として戦略研究担当部が保存し、委員長が必要と認めた場合は公表することができることとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、倫理委員会の運営に関して必要な事項は、財団が厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課と協議し、その定めるところによるものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年12月15日から施行する。

2 本委員会規程施行時の委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

様式1

倫理審査申請書(新規申請用)

平成 年 月 日

精神・神経科学振興財団 理事長  
高橋清久 殿

申請者  
所属  
職名

※ 受付番号

1. 課 題 名		
2. 戦略研究リーダー名	所属	職名
3. 研究等の概要		
4. 研究等の期間      平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
5. 研究等の対象及び実施場所		

6. 研究等における医学倫理的配慮について（（1）～（3）は必ず記入のこと）

（1）研究等の対象とする個人の人権擁護

（2）研究等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法

（3）研究等によって生ずる個人への不利益及び危険性並びに医学上の貢献の予測

（4）その他

注意事項 1. ※印欄は記入しないこと。

2. この申請書に、該当する戦略研究の研究計画書を添付すること。

様式2

倫 理 審 査 申 請 書 (研究計画書改訂申請用)

平成 年 月 日

精神・神経科学振興財団 理事長  
高橋清久 殿

申請者  
所属  
職名

※ 受付番号

1. 課 題 名		
2. 戦略研究リーダー名	所属	職名
3. 研究等の概要		
4. 研究等の期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
5. 研究等の対象及び実施場所		

6. 内容変更の概要

注意事項 1. ※印欄は記入しないこと。

2. この申請書に、該当する戦略研究の研究計画書改訂案を添付すること。

様式3

審査結果通知書

平成 年 月 日

申請者

殿

精神・神経科学振興財団 理事長  
高橋清久

受付番号  
課題名  
研究者名

上記について、平成 年 月 日の倫理委員会で審査し、下記のとおり判定した。

記

判定	承認 条件付承認 変更の勧告 不承認
条件又は勧告或いは不承認の理由	

財団法人 精神・神経科学振興財団  
戦略研究課題 進捗管理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業戦略研究課題実施要綱(平成17年8月23日障発第0823001号通知)に基づき財団法人精神・神経科学振興財団(以下「財団」という。)に設置する進捗管理委員会の組織及び運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(進捗管理委員会の組織)

第2条 進捗管理委員会は、財団理事長が委嘱する次の各号に掲げる者を委員(以下「委員」という。)とし、委員10名以内をもって構成する。

(1) 学術委員

(2) その他財団理事長が必要と認めた者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、特段の事情のない限り、戦略研究の研究事業予定期間中、毎年再任されるものとする。

3 委員に欠員が生じ、補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 進捗管理委員会には、委員長を置く。委員長は、財団理事長が指名する。

5 財団理事長は、必要に応じて進捗管理委員会に出席できるものとする。

(議事)

第3条 委員長は、進捗管理委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長がやむを得ず欠席する場合は、財団理事長が指名した者がその職務を代行する。

3 進捗管理委員会は、財団理事長の求めに応じて、研究計画の策定に協力する。また、研究班事務局と連携して研究の進捗を確認し、必要な対処を行う。定期モニタリングレポートについて進捗管理の立場から評価し、財団理事長に報告する。

4 進捗管理委員会は、研究実施期間中に研究計画よりの逸脱事例および今後の研究実施に影響する可能性のある重篤な事象の発生等が明らかとなった場合には、すみやかに財団理事長に報告する。

(開会及び議決)

第4条 進捗管理委員会は、必要の都度開催するが、その開催に際し、郵送文書・電子メール等の適正な媒体による合議に基づき運営することができる。

2 進捗管理委員会は、委員現在数の過半数の出席をもって成立する。

3 進捗管理委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 戦略研究及び戦略研究リーダーと利害関係のある委員は、その関与する戦略研究に関わる事項についての審議及び議決に参加できないものとする。

5 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を進捗管理委員会に出席させて意見を聞くことができる。

6 委員長は、進捗管理委員会の審議結果について、速やかに文書で財団理事長に報告する。

(委員の留意事項)

第5条 委員は、原則として当該研究に応募することができない。

2 委員は、業務遂行上知りえた個人情報・企業秘密並びに未発表の研究成果・未取得の知的財産権の状況について、他にもらしてはならない。

(事務)

第6条 進捗管理委員会に関する事務は、財団戦略研究担当部が行う。

2 戦略研究担当部は、進捗管理委員会の議事要旨を作成し、保管する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、進捗管理委員会の運営に関して必要な事項は、財団が厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課と協議し、その定めるところによるものとする。

附則

1 この規程は、平成17年12月15日から施行する。

2 本委員会規程施行時の委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

財団法人 精神・神経科学振興財団  
戦略研究課題 流動研究員選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業戦略研究課題実施要綱(平成17年8月23日障発第0823001号通知)に基づき財団法人精神・神経科学振興財団(以下「財団」という。)に設置する流動研究員選考委員会の組織及び運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(流動研究員選考委員会の組織)

第2条 流動研究員選考委員会は、財団理事長が委嘱する次の各号に掲げる者を委員(以下「委員」という。)とし、委員5名以内をもって構成する。

(1) 学術委員

(2) その他財団理事長が必要と認めた者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、特段の事情のない限り、戦略研究の研究事業予定期間中、毎年再任されるものとする。

3 委員に欠員が生じ、補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 流動研究員選考委員会には、委員長を置く。委員長は、財団理事長が指名する。

5 財団理事長は、必要に応じて流動研究員選考委員会に出席できるものとする。

(議事)

第3条 委員長は、流動研究員選考委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長がやむを得ず欠席する場合は、財団理事長が指名した者がその職務を代行する。

3 流動研究員選考委員会は、財団理事長の求めに応じて、精神・神経科学振興財団に提出された採用申請書を審査・選考するとともに、研究年度ごとに各流動研究員から提出された研究実績報告書等を参考にしながら、研究成果あるいは活動実績について評価し、財団理事長に報告する。

(開会及び議決)

第4条 流動研究員選考委員会は、必要の都度開催するが、その開催に際し、郵送文書・電子メール等の適正な媒体による合議に基づき運営することができる。

2 流動研究員選考委員会は、委員現在数の過半数の出席をもって成立する。

3 流動研究員選考委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を流動研究員選考委員会に出席させて意見を聞くことができる。

5 委員長は、流動研究員選考委員会の審議結果について、速やかに文書で財団理事長に報告する。

(委員の留意事項)

第5条 委員は、原則として戦略研究課題の参加研究者となることができない。

2 委員は、業務遂行上知りえた個人情報・企業秘密並びに未発表の研究成果・未取得の知的財産権の状況について、他にもらしてはならない。

(事務)

第6条 流動研究員選考委員会に関する事務は、財団戦略研究担当部が行う。

2 戦略研究担当部は、流動研究員選考委員会の議事要旨を作成し、保管する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、流動研究員選考委員会の運営に関して必要な事項は、財団が厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課と協議し、その定めるところによるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成17年12月15日から施行する。
- 2 本委員会規程施行時の委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

## 財団法人 精神・神経科学振興財団

### 戦略研究課題流動研究員規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、戦略研究課題実施要綱（平成17年8月23日障発第0823001号通知）に基づき、財団法人精神・神経科学振興財団（以下「財団」という。）が実施する戦略研究課題（以下「戦略研究」という。）における、流動研究員制度の運用について必要な事項を定めるものである。

#### (定義)

第2条 流動研究員とは、戦略研究に参画させることにより当該研究の推進を図ること等を目的として財団が採用する次に掲げる要件を満たす若手研究者をいう。

- (1) ア. 博士の学位を有する者又はこれと同等以上の研究能力があると認められる者。ただし、博士号取得見込みであり常勤的に本研究に従事できるとの証明が指導教授からなされれば、大学院博士課程の者でも可とする（Aランク又はBランク）。  
イ. 学士の学位を有する者又はこれと同等の研究能力を有する者（Cランク）。
- (2) 流動研究員としての期間中、他の常勤的な職に従事しない者。

#### (研究内容)

第3条 流動研究員の研究内容は、戦略研究に関する研究に限るとする。

#### (受入研究者)

第4条 受入研究者は、主任研究者、分担研究者、戦略研究リーダー及び中核的研究実施地域・施設の責任者とする。また、戦略研究担当部は、3名を限度として流動研究員を配置することができるが、その場合の受入研究者は戦略研究担当部部長とする。

#### (流動研究員の期間)

第5条 流動研究員の期間は、原則として1年以内とする。ただし、対象となる戦略研究の継続実施が認められ、かつ、当該流動研究員の研究成果あるいは活動実績が良好と評価され引き続き採用する必要があるものと認められた場合に限り、平成22年3月を限度として1年ごとに採用期間を延長することができる。

#### (採用者数)

第6条 戦略研究リーダーが組織する多施設共同研究の規模を勘案の上、予算の範囲内で採用する。

#### (採用及び受入機関への派遣手続)

第7条 流動研究員の受入れを希望する者は、次に掲げる書類を財団に提出する。ただし、戦略研究リーダーは、中核的研究実施地域・施設の責任者の受入希望分を含めて提出することとする。なお、様式3、様式4については流動研究員としての採用を

希望する者(本人)が記載すること。

- ア. 流動研究員受入申請書(様式1)
- イ. 受入機関の長の受入承諾書(様式2)
- ウ. 流動研究員採用申請書・研究実績(様式3)
- エ. 履歴書(様式4)
- オ. その他財団が必要と認める書類

2 財団は、申請を取りまとめ、財団に設置する流動研究員選考委員会において審査・選考のうえ流動研究員を採用し、受入機関へ派遣する。なお、採用にあたっては、あらかじめ厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課(以下「企画課」という。)と協議するものとする。流動研究員選考委員会の詳細については、「戦略研究課題流動研究員選考委員会規程」を別に定めるものとする。

#### (身分及び処遇)

第8条 流動研究員の身分は、財団の非常勤職員とする。

2 流動研究員には、厚生労働科学研究費補助金取扱細則に則り、非常勤職員手当、通勤手当及び住居手当が支給される(付表参照)。また、財団は、流動研究員を社会保険及び労働保険に加入させる。

#### (研究成果の報告等)

第9条 流動研究員は、採用期間終了後、研究によって得られた成果あるいは活動実績につ

いての「研究実績報告書」を財団に提出しなければならない。

2 財団は、研究成果の報告を刊行物等により公表することができる。

3 流動研究員が研究の成果を専門誌等に発表することを希望する場合、財団は事前に企画課と協議しなければならない。発表に際しては、受入機関の承認を得るとともに、当該研究が財団の流動研究員制度によるものであることを明記しなければならない。また、その別刷を財団に提出するものとする。

#### (研究等に関する便宜供与)

第10条 財団は、受入れ研究者等の推薦をもとに、流動研究員の受入れを受入機関に依頼する。

2 財団は、受入研究機関等において流動研究員が円滑な研究を行うために必要な便宜が与えられるよう配慮する。

#### (修了証書の交付)

第11条 財団は、流動研究員の期間を終了した者に、修了証書を交付する。

#### (権利及び義務)

第12条 流動研究員は、研究遂行上において、受入機関の長の定めるところにより受入機関の職員に準ずる権利を有し義務を負う。

2 流動研究員は、本人の故意又は重大な過失により受入機関若しくは財団に損害を与えた